

## 市町村長からの意見等（6/24 まで）に対する対応

項目	意見等	対応
1 水源地域における水資源の保全に関する基本的事項	<p>○基本指針（素案）の1（1）ア「市町村にあっては、地下水の取水に関して<u>条例などにより規制を課すなど、独自の判断で水資源の保全に努めること。</u>」という表現は、「市町村が地下水の取水を規制する条例を整備しなければならない。」ように読みうる記載であるので、再検討していただきたい。</p>	<p>○現在の表現は、「地下水の取水に関して<u>条例などにより規制を課すなど</u>」と、ご指摘のように限定して解釈されないように配慮した表現となっており、最も適当な表現と考えている。</p> <p>限定して解釈されないよう、Q&amp;Aを充実させるとともに、市町村への丁寧な説明に努めてまいりたい。</p>
	<p>○基本指針（素案）の1（1）ア「市町村にあっては、地下水の取水に関して<u>条例などにより規制を課すなど、独自の判断で水資源の保全に努めること。</u>」という表現のうち、「独自の判断で」という部分については、市町村や地域ごとに対応がばらばらになることも考えられるので、市町村の水資源保全対策について、県として最低限の判断基準等のガイドラインを示していただきたい。</p>	<p>○市町村によって、水資源の保全に関して様々な考え方があり得ること、実際に一部の市町村からお聞きする中でも様々な考え方があることから、その独自の判断内容に対して県としての判断基準を当てはめることは適当でないと考えため、対応しない。</p> <p>また、昨年度の「水資源の保全に係る制度創設専門委員会」の附帯意見として求められている取水に係る条例（例）については、許可制・届出制など幾つかのパターン別に後日作成した上で、市町村にお示ししたい。</p>
	<p>○基本指針1の（1）アは、条例本文に前提となる条文が見当たらない。この指針にこのまま条例の理念を委ねるのは無理がある、と思慮する。</p>	<p>○基本指針1の（1）アは、市町村の取組実態を踏まえて記載したものであり、条例第1条に「市町村と連携して水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図り」とあることと矛盾しないと考える。</p>
	<p>○基本指針（素案）の1（1）アに関連して、長野県豊かな水資源の保全に関する条例第1条に「市町村と連携して水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図る、とあるが、県と市町村の役割分担が明確でないので、明確にされたい。</p>	<p>○同条例第7条に「県は、水資源の保全について市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う水資源の保全に関する施策に協力するとともに、水資源保全地域の制度の運用その他県が行う水資源の保全に関する施策の実効性を確保するため必要があると認めるときは、市町村に必要な協力を求めるものとする。」としており、この内容を市町村に対し丁寧な説明に努めたい。</p>

1 水源地域における水資源の保全に関する基本的事項	<p>○基本指針1の(1)ウ、土地取引に関する監視をすることが県の責務とされている。県の姿勢は消極的と思われる。また、一部報道で権利移動等に関する面積に下限を設ける、という内容があったが、仮にそのような基準が設けられるとすれば、「骨抜き」と評され、最終的には市町村が多く負担と責任を担うこととなると予想する。県の責務が実質的に除去されることとなると危惧する。</p>	<p>○地下水の取水について県が一律に規制することは適当でないとする。</p> <p>○森林以外については権利移動等の事前届出に面積制限を設けるが、届出が不要となるに過ぎず、実際に水資源の保全に支障を生ずるおそれのある行為が行われる場合には、市町村や住民の皆様からの連絡を受けて、行為者に対して助言、立入調査、勧告、さらに公表を行うことはできるので、それらを通じて対応してまいりたい。</p>
	<p>○基本指針(素案)1(1)ウ 森林法では所有者が変更した場合、変更の届出が義務付けられているので、林務部と連携をとり指定区域で新たに取得した所有者に対し、県が助言でなく指導できるようにしていただきたい。</p>	<p>○新たに取得した所有者に対する責務等の内容が明確でない。(水資源の保全に支障があると認めるときの助言があるが、買主等が遵守すべき規定が必要。)とのご指摘であるが、新たに取得した時点で土地所有者等となるので、それまでの土地所有者等と同様に、助言、立入調査等が可能になる。</p>
	<p>○基本指針(素案)の1(2)ア 水資源について、農業用水や工業用水は営利事業に用いるものと考えるので、「公共の用に供する資源」と定義することは不適當である。</p>	<p>○「水道用水、農業用水、工業用水等として公共の用に供する資源」とは、「水道用水、農業用水、工業用水等」がすべて直ちに「公共の用に供する資源」であることを意味しない。ただし、水道用水のみを公共の用に供する資源と限定する必要もないと考え、このような表現にしている。</p>
	<p>○基本指針(素案)の1(2)ア 水資源について、「生態系の保全に供する資源」の意味が明確でなく、解釈によっては広範囲に及ぶおそれがあり、実効性のないものになる可能性もある。</p>	<p>○人が利用する水だけではなく、例えばホタルの棲む小川など保全すべき水を幅広く捉えることができるようにしたもの。</p> <p>Q&amp;Aを充実させるとともに、市町村への丁寧な説明に努めてまいりたい。</p>
	<p>○基本指針(素案)の1(2)オ 地表水の水源地域について、「集水区域」についても説明があると分かりやすい。明確な定義が必要と思われる。</p>	<p>○「集水区域」については、文字どおり取水地点に対して水が集まる区域であるので、特に説明していない。</p> <p>なお、今回、地形上明らかな範囲を超えて集水区域を設定できるように変更した。</p>
	<p>○基本指針(素案)の1(2)オ 地下水の水源地域について、「取水地点について、他の地点の地下水の採取により取水地点の地下水の水位が降下</p>	<p>○取水による水位降下のデータがあればそれを踏まえて水源地域又は水資源保全地域の範囲を確定していただければそれで十分であり、調査が困難である</p>

	<p>する場合におけるその範囲をいう。」とするのは、水位が降下するかどうかは取水をして初めて分かるものであるから、土地取引前の届出を課す制度にあっては不適當である。</p> <p>○基本指針（素案）の2（2）イも同じ。</p>	<p>等の理由がある場合には、取水地点から一定距離の範囲について、その全部又は一部の区域とすることもやむを得ないと規定している。</p> <p>○そのようにして指定した水資源保全地域において面積要件を満たす土地取引等が行われる場合には、事前届出をしていただくことになる。</p>
<p>2 水資源保全地域の指定に関する事項</p>	<p>○基本指針（素案）2（1）アに関連して、水資源保全地域の指定は、基本的に市町村長からの申出によることとなっているが、水資源の利害関係者として既存の団体等には、複数の市町村を構成団体とする広域水道事業者や農業用水組合等が存在する。こうした事業者や組合が水資源の保全地域の指定を欲する場合、基本的に申出者を市町村長とするだけでは、一つの自治体に代表して申出を行ってもらうにしても、調整・協議のルールが無いため、要望の集約がスムーズにできないことが考えられる。</p>	<p>○広域水道事業者や農業用水組合等から市町村に対して水資源の保全地域の指定を要望又は要請していただく場合、基本的には、個々の水源ごとに保全地域を指定することになるので、一括ということは想定していない。</p> <p>○ただし、市町村が指定の申出を予定している水資源保全地域と重複する場合には、要望又は要請を踏まえて範囲を拡大するという方法もあると考える。</p> <p>○いずれにしても判断する主体は市町村長であるので、広域水道事業者や農業用水組合等にとっては、個々の水源ごとに該当する市町村長に要望又は要請するというきめ細かな対応をお願いしたいと考えており、その点を含めて周知を図りたい。</p>
	<p>○基本指針（素案）2（1）ウは、水資源保全地域の範囲が複数の市町村に及び、うち一つ又は一部の市町村から保全区域の指定について申出がされた場合、知事は調整を図るべきと考える。仮にこの調整機能を果たすことをしないとすれば、関係市町村間で調整することになる。県は、この調整機能は果たすべきと考え、県の姿勢を確認したい（条例の意義を問いたい）。</p>	<p>○各市町村がそれぞれ水源を有している場合、同時に指定の申出があるのが理想であるが、順次指定の申出が行われても問題ない。</p> <p>○県としては、申出のない市町村に意向の有無を確認することはあるが、申出しないとする市町村があってもその判断を尊重する。ただし、その理由を必ず聴き、誤解等がある場合には正確に理解されるよう十分に説明する。</p> <p>○水源が他市町村にあり、水を利用する市町村には水資源保全地域がない場合には、水を利用する市町村は指定の要請をすることになると思うが、その際は水源のある市町村に予め了解を得ていただきたい。</p> <p>○県としては、水源のある市町村の了解が得られない場合であって、条例等への誤解等に基づく場合については、正</p>

		確に理解されるよう十分に説明する。
2 水資源保全地域の指定に関する事項	○基本指針（素案）2（2）ア 区域設定について、集水区域が明確でないので確定が難しく、また調査や地番の確定に多くの時間と労力を要するため、検討する必要がある。	○集水区域については、水を遡れば把握することは可能であり、明確でないとは言えないと考える。 ○水資源保全地域の範囲を確定する中で結果として「市町村全域」となることはあり得るが、始めから区域を「市町村全域」とすることは適当でないと考ええる。
	○基本指針（素案）2（2）ア 区域設定について、地表水の場合、取水地点及び集水区域の全部を基本としているが、集水区域の全部についての定義や、全部としても、その範囲の目安を指針で示すべきと考える。	○集水区域については、水を遡れば把握することは可能であり、明確でないとは言えないと考える。 ○また、今回、地形上明らかな範囲を超えて集水区域を設定できるように変更した。
	○基本指針（素案）2（2）ア 地表水については、慣行水利との調整はどのような方針か、記載がないように受け止められる。既得水利との調整はどう考えるのか。結果として、後発の申請者の責任において補償する（判例等に委ねる）、ということとするなら条例の意義が低い。	○水資源の保全は、地表水として河川、湖沼に集まる区域（集水区域）を保全するものであり、水利権とは直接関係ない。 ○既得水利との調整、後発の申請者の責任による補償の問題は発生しないと考える。
	○基本指針（素案）2（2）イ 調査に時間を要するので、水資源保全地域の指定の申出までの期間が短すぎると思われる。	○指定の申出に期限はないので、準備ができた時点で申し出ていただきたい。 ○また、地下水については、調査が困難である等の理由により、取水地点から一定距離（1キロメートルを目安）の範囲の全部又は一部を影響範囲とすることもやむを得ないものとするとしている。
	○基本指針（素案）2（2）イ 財政補助は考えていないのか。	○調査をしなければ指定の申出ができないわけではないこと、既存のデータにより判断できる場合もあることから、新たな調査に対する財政補助は考えていない。 ○県としては、県内全体の水資源の賦存量調査を行う予定であり、その結果は市町村に提供するつもりである。
	○基本指針（素案）2（2）イの既存地下水施設との調整及び既存取水施設との関係はどのような対応となるのか、	○温泉法による採掘の制限は既存の施設から半径2kmとされているが、水資源保全地域の区域設定は土地取引等の

2 水資源保全地域の指定に関する事項	<p>影響範囲を1 kmとすること、面積要件の下限設定との考え方に矛盾が生じると思慮する。</p>	<p>事前届出を求めるものであり、必ずしも一致しなくても問題ないとする。</p>
	<p>○基本指針（素案）2（2）に関連して、水道水源以外にも、他の用途（農業、漁業、民間企業、個人の井戸等）で使用している水資源も多量にあると思われる、それらの使用状況や影響範囲を把握することによって区域が広範囲になり、実質的に土地取引の事前届出制度の実効性が確保できないことが考えられる。</p>	<p>○水資源保全地域を広範囲に設定することにより、保全すべき水源との関連性が希薄になり、土地取引の事前届出が徹底されなくなることを危惧されているものと思われる。地下水の水源が多数ある場合には、市町村全域を水資源保全地域とし、地下水の取水に関する市町村の規制と併せて土地取引の事前届出制を周知する考え方もあり、その方向で検討している市町村もあると聞いている。</p>
	<p>○基本指針（素案）2（3）公有地を除外することは疑問である。公有地での取水がない、あるいは他に影響しないなどの例外扱いする根拠はないと解する。</p>	<p>○国、県、市町村については、この条例の趣旨を十分理解して（事前届出をしていただくまでもなく）適切に対応していただけるものと考えていることから、水資源保全地域から除外することとした。</p> <p>○地下水の取水について、市町村の条例等で規制している場合には、国、県、市町村であっても、それによるべきであることは当然である。</p>
	<p>○基本指針（素案）2（3）に関連して、事前届出の対象として面積要件（森林以外500㎡を想定）を設けるとのことだが、基本指針にはその旨の規定がない。また、規定する場合には、500㎡未満なのか、以下なのかを明記する必要がある。</p>	<p>○面積要件を設けるためには、条例の施行規則を改正する必要がある。</p> <p>○基本指針に規定する内容は条例第8条に明記されており、事前届出の面積要件を設けることができないため、規定していない。</p>
	<p>○基本指針（素案）2（4）ア 指定の区域については、地番及び「水資源保全地域図」で示すものとする。とあるが、地番を字名に変更されたい。</p>	<p>○水資源保全地域を特定するためには、地番の表示が必要と考える。</p> <p>仮に字名のみを用いて地番を用いない場合には、「字〇〇のすべて」と表示することになると思うが、それは当該字の土地すべてを水資源保全地域にする場合に限られ、当該字の土地の一部を水資源保全地域とする場合には対応できない。</p>
	<p>○基本指針（素案）2（4）イ 都市計画、土地利用計画との整合とあるが具体的には何を行うかを明記する。</p>	<p>○水田等の一部が一定距離の範囲内にある場合はその全体を水資源保全地域に含め、また、住宅団地等の一部が一定距離の範囲内にある場合は、水資源保</p>

		全地域から除外すること等が想定されるが、明記するのは適当でない。
3 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項	○基本指針（素案）3（2）「市町村によっては、独自の判断で地下水の取水に関する <u>条例などの規制</u> を行っている場合があるので、当該規制のある市町村においては、当該規制を遵守すること」について、「規制」の定義が明確でなく、「取水に関する規制」を「取水制限」と誤認されるおそれがあるので、再検討していただきたい。	○各市町村において地下水の取水に関する条例などの規制がある場合は、それを遵守する、という当然のことを記載しているため、修正しない。
	○基本指針（素案）3（3）「(前略)整備が必要な場合は、県又は市町村と協力し、又は支援を受けて必要な措置を行うよう努めるとともに(後略)」について、市町村等としての協力・支援の内容が明確でなく、土地所有者に対し必要な整備には県又は市町村が財政面も含む支援を実施するようにも読めるため、誤解が生じない記載方法を検討願いたい。	○水資源保全地域に限らず、所有者から「必要な整備」について、市町村に対しても「財政的支援」を求められることは事実としてあり得ることから、それを中立的に記載したものであり、また、土地所有者に対して「努める」よう求めているものであって、市町村に対して「財政的支援」を求めているものではないので、修正しない。
	○基本指針（素案）3（3）及び（4）において、水源保全地域に指定する場合、土地所有者の理解が大変重要であると考えられる。その中で、指定を受けると自由な土地売買ができなくなり、条例第4条により土地の利用にも制限が設けられることから、理解を得ることは難しいと考える。できうれば、当該指定土地の優遇措置を考えていただきたい。（固定資産税及び森林税の減税、もしくは土地保全のための助成制度等）	○売買自体を制限するものではなく、売買によって水資源の保全に支障が生ずるおそれがある場合には助言、立入調査等ができることになっているが、あくまでも地元市町村の地下水の取水に関する規制があることが前提であり、助言等を行う際も原則としてその規制の範囲にとどまる。 ○条例第4条についても、具体的には基本指針3（4）（5）に規定する行為を行わないよう配慮することが求められるにとどまり、土地利用を制限するほどではないと考える。 ○保有を促進し、取引を阻害する税制を創設することは適当でない。 ○いずれにしても丁寧な説明に努めたい。
○基本指針（素案）3（4）において、自家消費の目的以外で水を採取する行為や採取した水そのものを所有地外に運び出す行為をしないよう配慮すると規定することは、飲料水産業が該当する可能性がある。仮に該当するとした	○基本指針（素案）3（4）における「自家消費の目的」とは、水を原料として製品を製造する場合を含んでいる。 ○「採取した水そのもの」には、水を原料とした製品は含まない。 ○飲料水メーカーが生産した「飲料水」	

<p>場合、行為者は基本指針に反し配慮していないことになり、事実上の禁止行為に当たる。知事はこの基本指針の規定に基づき、行為者に是正を求めるのか、疑問である。飲料水産業にあっては、事実上の立地制限に当たるため、地下水を有効活用し、飲料水産業の誘致を図ろうとする自治体には障害になる。</p>	<p>については、上記のいずれにも当たらないことになるが、「かつ、水資源の保全に支障を生ずるおそれのある行為」と限定をかけていることから、市町村の企業誘致に応じ、又は市町村の取水規制等により、「水資源の保全に支障を生ずるおそれのある行為」ではないと認められた場合には、それをしないよう配慮する必要はない旨を規定している。</p> <p>○県としては、ご指摘のような場合を想定して基本指針を策定しているところであり、正確に理解されるよう丁寧な説明に努めたい。</p>
---	--